

げんき便り

平成二十年八月

第七号 (八月三十日発行)



法律の変わり目

☆厚生年金特例法

年金記録問題が騒がれた後、年金についていくつの特例法が出ましたが、今回はそのなかの「厚生年金の特例法」についてお伝えしたいと思います。

厚生年金の保険料は、会社と労働者が半分ずつ負担し、会社がそれらを合わせて社会保険庁に納付します。ところで会社が入社や退職の日を誤って届け出たために年金の加入期間が少なくなってしまったが、労働者の給料からは本来

の入社から退職までの間、保険料を給与から天引きしていた場合はどうなるのでしょうか？労働者に見れば、給与から保険料が引かれてたから加入していたと思っていたのに、と思うでしょう。法律では、これまでも二年以内ならば保険料を納め、その期間も年金額に反映することができました。特例法ではさらに第三者委員会で保険料天引きの事実が認められれば、年金記録が訂正され、当時納めなかった保険料を事業主に納付するように勧める通知を送付できるようになりました。



～ちょこっとコラム～

今年のオリンピックは時差も少なく、時間帯も良かったので、しっかりテレビを見た方も多かったのではないのでしょうか。昨年、地元の久喜にフィットネスジムができたので、平日の夜や、土日の時間があるときに、通うように心がけていますが、オリンピックを見たとジムに行くと、気が入り、いつもより張り切って動いてし

まいます。

オリンピックではソフトボールの準決勝と決勝の試合に見入ってしまいました。相手に打たれても、変わらず、あせる様子も見せず、一球一球丁寧に投げ続ける上野投手の姿に心を打たれました。真剣勝負の世界のすごさと素晴らしさを見る者にたっぷり味合わせてくれたオリンピックだったなあと思います。

ところで。働く者にとっては、毎日が、努力と葛藤と工夫の連続で、オリンピックほどの大舞台ではないとしても、職場という舞台で味わえる「達成感」があります。努力へのご褒美というところでしょうか。

<p>発行者 〒346-0002 埼玉県久喜市野久喜 549-1-810 社会保険労務士まつもと事務所 社会保険労務士 松本 陽子</p>	<p>TEL 0480-25-0378 FAX 0480-53-6432 メールアドレス yoko@matsumoto5.com ブログ http://blog.goo.ne.jp/zxcv_1971 (女社労士松本陽子の法律問答) ホームページ http://matsumoto5.com/</p>
---	---

昨年の年末頃から、ねんきん特別便が随時発送されています。受け取られた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

仕事柄、ねんきん特別便について、「質問を受けることがあり、見方や記入方法などを説明しています。すでに年金を受給されている方は、長期間の年金記録を確認することになるので、記憶にないことも多いとは思いますが、よい機会なので、過去に勤めていた会社とその期間、国民年金保険料を納めていた期間など、「ご自身の記憶と加入の履歴をチェックされる」とよいと思います。

ねんきん特別便が来なくても、社会保険事務所で

「年金の記録がおかしいときは…」

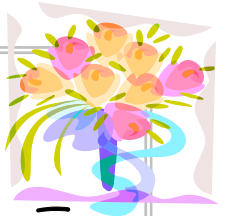
知っておきたい

年金の話

加入記録を確認することができます。混んでいる場所に行くのはちょっと面倒・・・という方は、社会保険事務所に加入記録の郵送を依頼したり、社会保険庁のホームページで加入記録を見ることができ、ます（事前にパスワード取得などの手続きが必要）。それらの方法で自分の年金記録を取り寄せて、「厚生年金の加入者として勤めていた会社の記録がない」、「国民年金の保険料を納めていたのに、未納になっている」という場合は、まずは社会保険事務所に調査を依頼します。社会保険事務所によっては、ねんきん特別便対応専用窓口があります。専用窓口には、調査の参考となる事項を積極的に伝えると良いでしょう。

厚生年金なら、勤めていた事業所、場所、旧姓をはじめ、自分の姓名が読み間違えが多かったり、かつて生年月日が誤って登録されていたことがあった場合は、それも伝えるとよいでしょう。窓口で見つからない場合は、社会保険事務所ですらに調査をします。内容によりますが、2、3箇月はかかるようです。

社会保険事務所から、年金記録が無かったという回答がきて、納得がいかなるときは、総務省の第三者委員会に申立をすることができます。その場合、あらためて調査を行い、年金記録の訂正が必要か否かを審議します。第三者委員会では、可能な限りの資料を入手し、関係者への聞き取りも行つなど、綿密な調査が行われています。



いじぶなの花束

I am busy dreaming now

ヒトミという歌手のBUSY NOWという歌の一節です。「今、夢見ることに忙しい」、訳すとそのような意味になるでしょうか。「いそがなきや、いそがなきや早くいかなきや 夢のまま終わらないように。ガマン強くガマンしているヒマはない」そして冒頭の歌詞が続きます。二十代の葛藤や迷いの時期に、女性アーティストの歌詞から、前に進む勇気をもたらしていました。ふと、思い出す歌、口ずさむ歌、皆さんにもありますか？

秘するが花 第四回



花と申すも、万木草木、四季折り節に咲くものなれば、その時を得て珍しき故に玩(もてあそ)ぶなり。申樂も花と、面白きと珍しきの三つ同じものなり。

又、次のようにも言っています。草木に於いて、四季折り節の時の花の外に珍しき花もあるべし。その如くに、習い覚えつる品々を究めれば、時折節の流行を心得て、その風袋を取り出す、是れ時の花の咲くを観んが如し。

物数を究め尽くしたらん為手(シテ)は何れの花なりとも、人の望み、時に依りて、取り出すべし。観客の望みに応じて、そのときの状況に応じて、春の花を、または秋の花を演じる必要がある。お客様が主体であると言っていると思うのです。

越谷市男女共同参画支援センター登録団体

a i(あい)グループ代表

社会保険労務士 横山清春

*** ちょこっと PR ***

社会保険労務士まつもと事務所の業務案内

事務所の業務を一部ご案内いたします



○ 給与計算業務

時給者や時間外の割増賃金の計算に手間がかかる、給与計算の時期は、本業に使う時間が減ってしまう、気づかないうちに法律が変わっていたので保険料の精算が発生して時間がかかってしまった、最近法律が厳しいようだけれど、うちの会社は正しく計算しているのだろうか。。そのように思われたことはありませんか？

タイムカード、出勤簿等一式お送り頂ければ、当事務所で給与計算の上、希望日までに給与明細書、賃金台帳等を一式持参いたします。また、出勤簿などから気づいた点もご連絡しています。(長期欠勤者への健康保険の給付申請が可能なことなど)

4月から給与計算ソフトをバージョンアップし、より細かなご要望にお応えできる体制となりました。興味・関心がございましたら、ご連絡下さい。お待ちしております。



働く人の法律問答 労働基準法って？

マツ社労士はタケ社長から、こんな質問を受けました。

タケ社長：マツ社労士さん。労働基準法は、とっても強い法律って聞いたけど、いったいどういう意味だい？

マツ社労士：とっても強い法律というのは、「強行法規」だということでしょう。誰とどのような契約を結ぶかは、本来は自由ですが、契約者の立場が、一方が強く、もう一方が弱い場合は、契約内容を自由に決められるとは言いがたいので、法律等で一定の制限を作って、弱い方を保護します。これを規定している法律を強行法規といいます。労働基準法は、事業主等の使用者側を強い立場、労働者を弱い立場として、守るべき最低ラインを決めているのです。労働基準法には、罰金や懲役の罰則もあって、より厳しく取り締まれるようになっています。

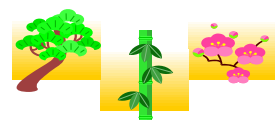
タケ社長：罰金や懲役ですか、それは知らなかったなあ。

マツ社労士：労働基準法を指導する労働基準監督署には、司法警察権といって、警察と同じように捜査や逮捕の権限もあるのですよ。といっても、労働基準法違反で、捕まるというのは、今のところ、よほどひどい場合に限られているという印象はあります。ただし、使用者の方は、労働基準法は知っておいたほうがいいですね。

タケ社長：そうですか。これからも、ちょくちょく教えてもらうことにしよう。しかし、労働者が弱い立場とはねえ。わたしなんて、しょっちゅう従業員のウメさんに「社長、この書類、間違ってますよ！」なんて怒られてますよ。それに妻が経理をやってるから、「今月、使いすぎ！」なんて言われますし。。

マツ社労士：職場の方々が元気なのは、いいことです。社長の会社にうかがうと、皆さんパワフルに働いていて、こちらまで元気になります。

タケ社長：よく、言われるんですよ。それが我が社の強みかな♪



編集後記

前回の編集後記は、いろいろな感想を頂きました。あらためて、植物を育てることを楽しんでる方がたくさんいらっしゃると感じました。私の友人は植物好きが高じて、田植えをしたと話していました。足が土にくるまれる感じがなんともいえず心地よく、癒し効果抜群なのだそう。その「土」の話聞いて、学生時代よくキャンプに行っていたことを思い出しました。初めてテントの中に寝転がったときの、あのどっしりとした安定感。マツトを敷いているとはいえ、地面に横たわった、その感覚がとても新鮮で、驚きでした。ちょっと昔を思い出しました。。。